

# 鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、緊急通報装置を設置することにより、急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病、事故等の緊急事態が生じた場合、無線発信機等を用いて事業の委託を受けた民間事業者（以下「事業者」という。）に通報した場合及び、センサー等により事業者が通報を受信した場合において、関係機関又は警備員により、速やかに対象者の救助を行うシステムをいう。
- (2) ひとり暮らし高齢者等 本市に住所を有する65歳以上の者で、生計及び住居を独立しているひとり暮らしのもの並びにこれに準ずるものをいう。

## (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、鹿児島市とする。ただし、事業の一部を民間事業者に委託することができる。

## (利用対象者)

第4条 ひとり暮らし高齢者等安心通報システム（以下「システム」という。）の利用対象者は、ひとり暮らし高齢者等で、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯
- (2) 65歳以上の高齢者のみの世帯で同居する一人が重度の要介護状態にある世帯
- (3) 80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- (4) その他市長が特に必要と認める世帯

## (利用申請)

第5条 システムを利用しようとする者は、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

## (利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請者の生活状況等を調査のうえ、利用の可否を決定し、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

## (機器の設置)

第7条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に、次

に掲げる機器を貸与する。

- (1) 携帯用無線発信機（ペンドント型等）
- (2) 専用通報機（無線受信機及び有線発信機）
- (3) 火災感知センサー
- (4) 見守りセンサー
- (5) 屋外異常警告灯

（利用者負担）

第8条 利用者は、別表に定める利用者負担額を事業者に支払わなければならない。

- 2 利用者負担額は、毎年、住民税額が確定した後に見直しを行い、変更があった利用者に、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用者負担額変更通知書（様式第3）により通知する。
- 3 利用者は、年度の途中において住民税の課税状況等に変更が生じたときは、速やかに鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム課税状況等変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があった場合において、利用者負担額を変更するときは、第1項に規定する様式第3により利用者に通知し、当該届出があった月の翌月分の利用者負担額から変更するものとする。

（管理義務等）

第9条 利用者は、貸与された機器を善良な管理者の注意をもって維持管理をしなければならない。

- 2 利用者は、貸与された機器をこの要綱の目的に反して使用してはならない。（報告義務）

第10条 利用者は、貸与された機器を毀損し、又は滅失した場合には、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

（損害の賠償）

第11条 前条に規定する場合において、機器の毀損又は滅失が利用者の故意又は過失によって生じたものであると認められるときは、利用者は、市長が請求する損害額を賠償しなければならない。

（申請内容の変更）

第12条 利用者は、申請書の内容に変更が生じたときは、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用変更届出書（様式第5）に変更事項を記載のうえ、市長に提出しなければならない。

（利用辞退届）

第13条 利用者は、システムの利用を辞退しようとするときは、鹿児島市ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用辞退届出書（様式第6）を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、利用者は貸与された機器を市長に返還しなければならない。

(利用の取消し等)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、システムの利用を取り消し、又は機器の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する利用対象者でなくなったとき。
- (2) 長期入院又は介護保険施設、障害者支援施設その他の施設に入所したとき。
- (3) 第8条に規定する利用者負担額の支払いを怠ったとき。
- (4) その他市長がシステムを利用する必要がないと認めたとき。

(固定電話回線の貸与)

第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれにも該当する世帯に属する者である場合は、システムを利用させるため、当該者に対し、市が保有する固定電話回線（以下「市有電話回線」という。）を貸与することができるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯
- (2) 現に固定電話回線が設置されていない世帯

(貸与申請)

第16条 市有電話回線の貸与を受けようとする者は、第5条の規定により申請書を提出する際に、併せて鹿児島市安心通報システム用市有電話回線貸与申請書（様式第7）を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第17条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、貸与の可否を決定し、鹿児島市安心通報システム用市有電話回線貸与決定（却下）通知書（様式第8）により申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第18条 前条の規定により貸与の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、本市と鹿児島市安心通報システム用市有電話回線使用貸借契約書（様式第9）により契約を締結しなければならない。

(費用の負担)

第19条 市有電話回線の設置に要する費用は、本市の負担とする。

2 市有電話回線の貸与は、無償とする。

3 回線使用料、配線使用料、機器使用料、通話料金、移転料、修繕料、休止工事費その他の市有電話回線の使用に関して生じる費用（第1項の費用を除く。）は、全て借受人の負担とする。

(貸与期間)

第20条 市有電話回線の貸与期間は、第18条の契約締結の日から市長が必要と認める期間とする。

(準用規定)

第21条 第9条から第11条までの規定は、市有電話回線の貸与について準用する。この場合において、第9条、第10条及び第11条中「利用者」とあるのは「借受人」と、「機器」とあるのは「市有電話回線」と読み替えるものとする。

(移設の承認)

第22条 借受人は、貸与された市有電話回線の設置場所を変更しようとするときは、市長に、事前に鹿児島市安心通報システム用市有電話回線移設承認申請書（様式第10）を提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の申出)

第23条 借受人は、第13条第1項の規定により辞退届出書を提出する際に、併せて鹿児島市安心通報システム用市有電話回線借受辞退届出書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人に通知することなく第18条の契約を解除することができる。

- (1) 借受人が第14条の規定によりシステムの利用を取り消されたとき。
- (2) 借受人が第15条に規定する貸与の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 借受人が電話料金を2か月以上滞納したとき。
- (4) 借受人がこの要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が市有電話回線を貸与する必要がないと認めるとき。

(市有電話回線の休止)

第25条 市長は、第20条の貸与期間が満了し、第23条の規定により辞退届出書が提出され、又は前条の規定により契約を解除した場合は、市有電話回線を休止するものとする。

2 前項の場合において、借受人は、当該休止に要する経費を負担しなければならない。

(事業者の業務)

第26条 事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用者の緊急事態の発生に伴う通報を受信すること。
- (2) 前号の通報を受信したときは、利用者の状況を確認のうえ、必要に応じて関係機関への協力要請を行うとともに、警備員を速やかに現場に派遣して、救急隊等の指示による措置及び緊急連絡先等への連絡を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が委託する業務

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 鹿児島市在宅介護支援システム事業実施要綱（平成6年1月10日施行）により端末機器の給付を受けた者で、本システムに移行する者の利用者負担額については、在宅介護支援システムの機器の耐用年数（7年）を経過した者については第8条第1項を適用し、耐用年数を経過していない者については耐用年数の残存期間を無料とする。

(生活保護法による保護の基準改正に伴う経過措置)

- 3 平成25年7月31日において生活保護受給者であった者で、同年8月1日から平成30年3月31日までの間において平成25年8月1日施行の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。）の改正に伴い生活保護を廃止されたもの（改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。）については、生活保護の廃止日から平成30年3月31日までの間、第8条第1項の規定にかかわらず、利用者負担額は無料とし、第15条第1号に規定する世帯に属する者とみなす。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条の規定は、この要綱の施行の日以降に第6条の規定によりひとり暮らし高齢者等安心通報システムの利用の決定を受けた者から適用する。

別表（第8条関係）

利用者世帯の階層区分	利用者負担額（月額）	
	見守りセンサー有り	見守りセンサー無し
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	0円	0円

世帯員のうち住民税均等割が課税され ている者がいる世帯	0 円	0 円
世帯員のうち住民税所得割が課税され ている者がいる世帯	1 , 0 0 0 円	8 0 0 円

備考 月の途中で利用開始又は廃止した場合であっても、利用者負担額は日割りによって計算せず、月額単位とする。